

安曇野市国土強靱化地域計画（案）

令和4年（2022年）○月

安曇野市

目 次

第1章 国土強靱化地域計画策定の目的と位置付け

- | | |
|----------|-----|
| 1. 策定の目的 | P 1 |
| 2. 位置づけ | P 1 |
| 3. 計画期間 | P 2 |

第2章 本市の地域特性

- | | |
|----------|-----|
| 1. 概況 | P 3 |
| 2. 災害の歴史 | P 4 |
| 3. 本市の対応 | P 6 |

第3章 基本的な考え方

- | | |
|-----------------|------|
| 1. 基本理念 | P 7 |
| 2. 基本目標 | P 7 |
| 3. 事前に備えるべき目標 | P 7 |
| 4. 対象とする災害（リスク） | P 8 |
| 5. 配慮すべき事項 | P 14 |

第4章 脆弱性評価

- | | |
|--------------------|------|
| 1. 評価の枠組みと手順 | P 16 |
| 2. 事前の備えが効果を発揮する期間 | P 17 |
| 3. 脆弱性評価結果 | P 18 |

第5章 具体的な取り組みの推進

- | | |
|-------------|------|
| 1. 施策分野 | P 19 |
| 2. 具体的な取り組み | P 19 |

別 紙 1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

別 紙 2 重点的に実施する具体的な取り組み

第1章 国土強靱化地域計画策定の目的と位置付け

1. 策定の目的

本市では、本市域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的として、災害対策基本法の規定に基づき、「安曇野市地域防災計画」を策定しており、各種災害に係る課題・教訓の反映や国・県等の上位計画との整合を図るため、毎年度、同計画を修正し、発災前から発災後までのフェーズに応じた防災対策に取り組んでいます。

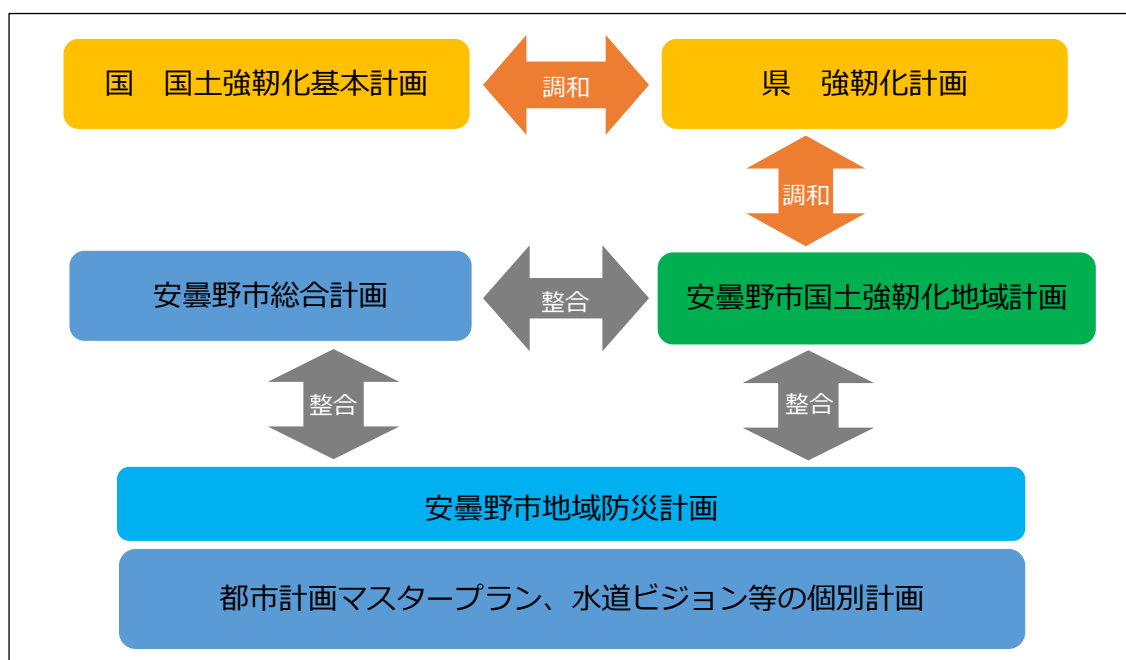
国においては、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施と国際競争力向上に資することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。そして、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化にかかる国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、取り組みが進められています。

そこで、本市においても、基本法の趣旨やこれまでの自然災害の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくり上げるための施策を推進していくため、発災時の応急や復旧だけでなく、発災前からの社会経済システムの強靱化にも着目した「安曇野市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2. 位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、同法第14条に基づき国の基本計画及び長野県強靱化計画と調和を保った計画です。

また、安曇野市総合計画と基本的な考え方の整合性が図られた計画とし、国土強靱化にかかる事項については、様々な分野での個別計画の指針となるものです。



【参考】地域防災計画との関係（比較）

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
特徴	最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会等を事前につくりあげていくもの	「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもの
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
関係		

3. 計画期間

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和9年度（2027年度）までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や具体的な取り組みの進捗状況等を考慮し、計画期間の途中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 本市の地域特性

1. 概況

(1) 本市の位置及び地勢の特性

本市は、長野県のほぼ中央に位置し、西部は北アルプス連峰がそびえ立つ中部山岳国立公園の山岳地帯であり、燕岳、大天井岳、常念岳など海拔 3,000m 級の山々があります。その北アルプスを水源とする中房川、烏川、梓川、高瀬川などが犀川に合流する市の東部は、海拔 500m～700m の概ね平坦な複合扇状地となっており、北は大町市、松川村、池田町、生坂村、筑北村、南は松本市に隣接しています。

(2) 地質

本市の基盤地質は、松本盆地の中央部を通るとされる糸魚川－静岡構造線で大きく二つに分けられます。糸魚川－静岡構造線の西側は、主に砂岩・泥岩・チャートなどの岩石からなる付加コンプレックスと花こう岩類で構成されています。一方、東側はフォッサマグナ地域に属する新第三紀以降の堆積岩類から構成されています。

扇状地堆積物・段丘堆積物は、主に松本盆地の西側に広く分布しています。大きな河川を通じて北アルプス側から供給された大量の砂礫は松本盆地に厚く堆積していて、その厚さは松本盆地東縁断層の西側付近で最大となり、400m～500m と推定されています。この厚い砂礫層は地下水の帯水層となっていて、湧水地帯の地下水の供給源となっています。

(3) 気候

本市は盆地に位置するため内陸性気候で、気温の年較差が大きいという特徴があります。

年平均気温は約11.5℃、8月の平均気温は24.5℃の一方、1月の平均気温は-0.9℃まで下がり寒暖の年較差が大きくなっています。また、全般に湿度が低く、真夏でもしのぎやすい気候です。

降水量の平年値は 1,100mm 前後で、国内でも雨の少ない地域に当たります。特に、冬季の降水量は少なく、太平洋側の特徴を示しています。

また、本市の気象現象の特徴の一つに霧の発生があります。その多くは内陸の盆地で発生しやすいとされる放射霧によるものですが、犀川、高瀬川、梓川などでは、10月～12月 にかけて蒸発霧（川霧）の発生もみられ、用水路などからも水蒸気により霧が発生します。

(4) 人口

本市の人口は、令和2年10月1日現在で 94,222人（令和2年国勢調査）となっています。

人口推計では、本市の人口は今後減少していくことが見込まれる一方、老年人口割合は上昇の一途をたどることが想定されます。

(5) 交通基盤

本市の公共交通機関は、デマンド型乗合タクシー、JR大糸線（9駅）、篠ノ井線（2駅）、バス路線があります。道路網については、長野自動車道を中心に国道19号、147号、403号の一般国道と主要地方道5本及び一般県道19本を有していますが、幅員が狭い箇所もあり、拡幅改良が今後の課題です。

(6) 産業

本市は北アルプスの麓に広がる複合扇状地であって、多くの歴史的用水により県内有数の米どころであるとともに、湧水を利用したわさび、りんご等の果樹といった農産物が生産されています。

また、製造品出荷額等は県内上位に位置し、農林水産業、商工観光業等の各産業がバランスよく発展しています。

2. 災害の歴史

(1) 地震

西暦	年号	月	日	主な状況
1984	昭和 59	9	14	長野県西部地震M6.8 王滝村で震度5を観測（直下型） 御嶽山の山体崩壊による土石流、岩屑流が発生 死者・行方不明者 29名、負傷者 10名 家屋全壊 14棟、半壊 73棟、一部損壊 517棟 被害総額 254億円
2011	平成 23	3	11	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）M9.0 ※本市で震度3を観測
2011	平成 23	3	12	長野県北部地震M6.7 栄村で震度6強、死者3名（避難生活中の災害関連死と認定）、軽傷者10名、住宅全壊33棟、半壊169棟、一部損壊492棟 ※長野県中部で震度3を観測
2011	平成 23	6	30	長野県中部地震M5.4 松本市丸の内ですら震度5強 死者1名 負傷者17名 商業施設の外壁落下、瓦屋根の破損、ブロック塀の倒壊、立体駐車場内での車両落下 ※本市で震度3を観測
2014	平成 26	11	22	長野県神城断層地震M6.7 ※長野市（戸隠・鬼無里）・小谷村中小谷・小川村高府で震度6弱を観測 負傷者46名 ※本市で震度4を観測
2017	平成 29	12	6	長野県中部でM5.2 ※本市で震度4を観測
2020	令和 2	4	23	長野県中部でM5.5 ※松本市で震度4、本市で震度2を観測

(2) 風水害（土砂災害・雪害）

西暦	和暦	月	日	主な状況
1983	昭和 58	9	28	台風 10 号 県内各地で被害が発生、死者 9 名、家屋全壊 53 世帯、床下浸水 6,975 世帯に達した。 本市においても、豊科田沢地籍で国道 19 号の路肩が崩壊。明科地域で警戒水位を突破し、床上浸水 13 世帯、床下浸水 72 世帯、穂高地域でも床下浸水 33 世帯の被害を受けた。
1996	平成 8	6	8	通称：平成 8 年 6 月豪雨 穂高地域万水川・穂高川合流地点の堤防が決壊。また、高瀬川安曇橋上流の堤防も決壊した。
1999	平成 11	6	29	通称：平成 11 年 6 月豪雨梅雨前線豪雨 豊科地域では、万水川をまたぎ矢原堰の水路を支えてきた「めがね橋」が崩壊。穂高地域では烏川富田橋下流の堤防が崩落するなど大きな被害を受けた。
2004	平成 16	10	20	通称：台風 23 号 明科地域では、総雨量 161 ミリを記録。床下浸水、土砂災害（国道 403 号土砂崩落、自主避難 78 名）が発生。穂高地域では、小岩岳で 50 世帯に避難勧告が出された。
2006	平成 18	7	19	通称：平成 18 年 7 月豪雨 市内全域で道路の冠水や林道の土砂崩落などの被害を受けた。明科地域（小泉・萩原・木戸地区）に避難勧告（28 世帯・88 人）が発令。このほか床下浸水 2 世帯、中房線、国道 403 号で通行止めになるなどの被害を受けた。
2014	平成 26	2	14	通称：平成 26 年豪雪 県内において死者 4 名 本市内で約 80 cm の積雪 2 月 14 日から 3 月 19 日まで、本市大雪対策本部を設置 人的被害は 3 名（重症骨折）、農業被害総数は 202 件
2018	平成 30	7	5	通称：平成 30 年 7 月豪雨「西日本豪雨」 池田町との境付近の高瀬川堤防にて浸食崩壊
2019	令和元	10	12	通称：台風 19 号「令和元年東日本台風」 本市に大雨特別警報発令 大口沢区林道で一部土砂災害発生
2020	令和 2	7	8	令和 2 年 7 月豪雨 睦橋の水位が氾濫危険水位を超えて増水したため、避難勧告を発令（堤防決壊等はなし）
2021	令和 3	8	14	令和 3 年 8 月豪雨 陸郷の水位が氾濫危険水位を超えた。明科に警戒レベル 5 緊急安全確保発令（堤防決壊等はなし）

3. 本市の対応

本市では、本市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに、大規模自然災害からの復興に向けた取り組みの推進を図ることを目的に、本市域にかかる災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策に関して、本市及び関係各機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を示し、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図る「安曇野市地域防災計画」を策定しています。

さらに、市民の生命、身体及び財産を保護しなければならない地方公共団体は、非常時であっても一定の行政サービスを維持していかなければなりません。

非常事態時に優先して行う業務、縮小・休止する業務を選定し、中核となる業務（事業）の継続や早期復旧を可能とするための、業務（事業）継続計画（「BCP」）を平成27年3月に策定しました。

また、近年の災害の課題・教訓の反映や国の防災基本計画及び長野県地域防災計画等の上位計画、関連計画との整合を図るため、毎年度、地域防災計画の修正を行っています。

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

これまで日本各地では、地理的・地形的・気象的な特性から、多くの災害に苦しめられてきました。その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的な損失を被っています。

大規模自然災害等が発生する度に、甚大な被害を受け、長期間をかけて復旧復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、東日本大震災や熊本地震、令和元年東日本台風等からの教訓を踏まえ、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たず最悪の事態を念頭に置き、「防災」の範囲を超えた地域づくりを発災前から行っていくことが重要です。

そして、この地域づくりを通じて、本市の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を整備する必要があります。

2. 基本目標

上記の基本理念の基に、以下の4点を基本目標とします。

いかなる災害等が発生しようとも、

- 1) 人命の保護が最大限図られること
- 2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4) 迅速な復旧復興

3. 事前に備えるべき目標

前記の基本目標の実現に向け、国の基本計画を踏まえつつ、大規模自然災害等の発生直後からの復旧・復興プロセスでの時間軸を考慮した、次の8つの事前に備えるべき目標を設定します。

○事前に備えるべき目標

1	直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5	経済活動を機能不全に陥らせない
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4. 対象とする災害（リスク）

本計画で想定する災害（リスク）は、市域の特性も踏まえ、大規模自然災害〔地震、風水害（台風、豪雨、洪水、土砂災害等）〕を対象とします。

（1）想定される地震

本市には活断層が確認されており、安曇野市地域防災計画では、糸魚川—静岡構造線断層帯の地震が本市に最大規模の被害をもたらすと想定されています。

想定地震の諸元

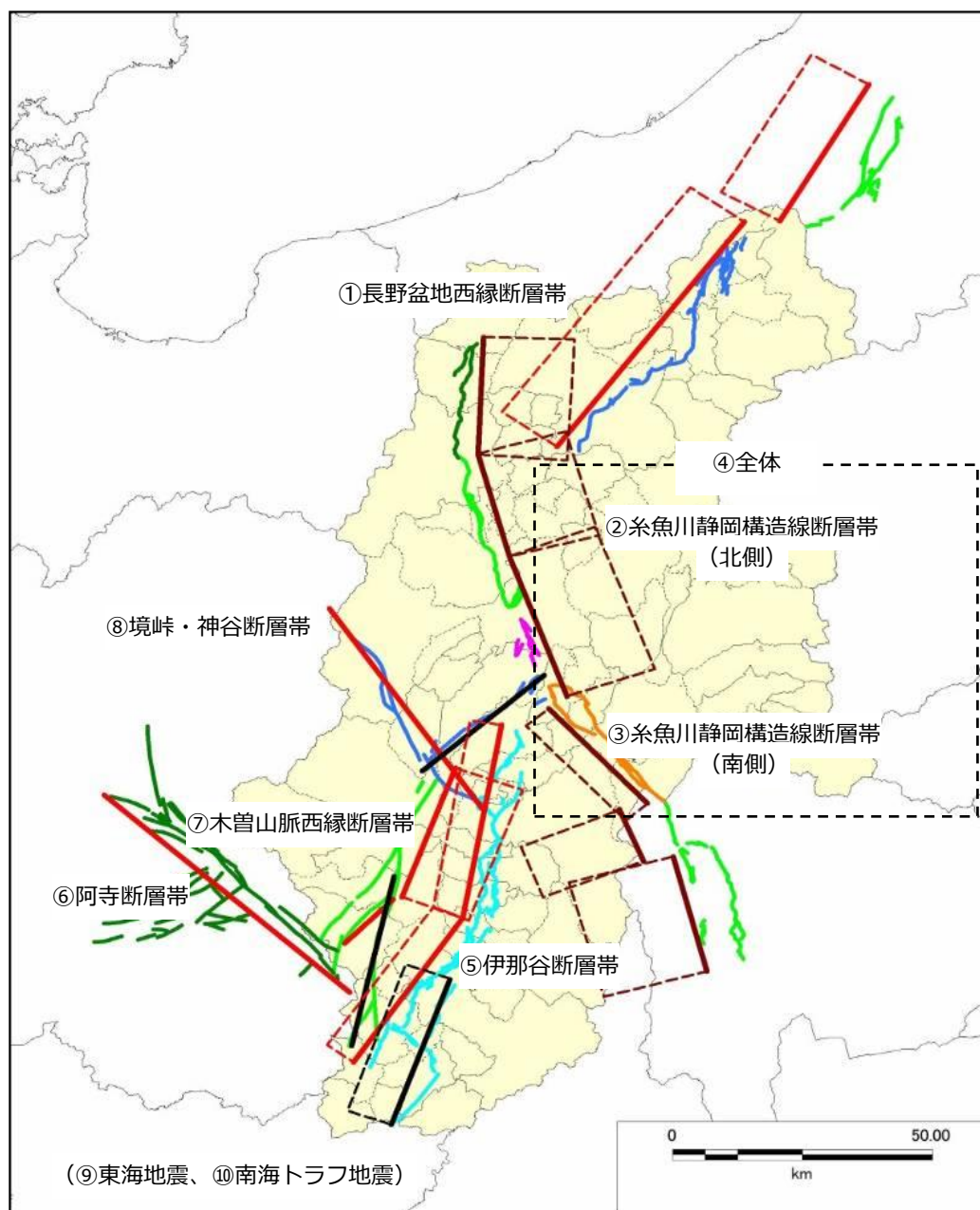
地震名	長さ (km)	マグニチュード		
		Mj	Mw	
① 長野盆地西縁断層帯の地震	58	7.8	7.1	
②	全体	150	8.5	7.64
③ 糸魚川—静岡構造線断層帯の地震	北側	84	8.0	7.14
④	南側	66	7.9	7.23
⑤ 伊那谷断層帯（主部）の地震	79	8.0	7.3	
⑥ 阿寺断層帯（主部南部）の地震	60	7.8	7.2	
⑦ 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	40	7.5	6.9	
⑧ 境峠・神谷断層帯（主部）の地震	47	7.6	7.0	
⑨ 想定東海地震		8.0	8.0	
⑩ 南海トラフ巨大地震		9.0	9.0	

出典：第3次長野県地震被害想定調査（平成27年度）、安曇野市地域防災計画

※気象庁マグニチュード（Mj）とモーメントマグニチュード（Mw）について

断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（Mj）を算出、その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（Mw）を求めた。

想定地震（活断層）の位置



出典：第3次長野県地震被害想定調査（平成27年度）、安曇野市地域防災計画

主な地震被害の想定

想定地震			内陸型			海溝型	
			糸魚川—静岡構造線断層帯		境峠・神谷 断層帯 (主部)	南海トラフ 巨大地震 (陸側)	
			(全体)	(北側)			
最大震度			7	6強	6弱	5強	
大項目	小項目	単位					
建物 被害	液状化	全壊	棟	10	10	10	10
		半壊	棟	110	60	40	40
	揺れ	全壊	棟	3,960	160	*	0
		半壊	棟	8,290	1,270	130	10
	断層変位	全壊	棟	160	150	0	
	土砂災害	全壊	棟	80	50	*	*
		半壊	棟	230	160	*	*
	火災	焼失	棟	1,010	0	0	0
	合計	全壊・焼失	棟	5,070	220	10	10
半壊		棟	8,630	1,490	170	50	
人的 被害	死者数		人	200 (10)	10 (*)	* (*)	* (*)
	負傷者数		人	2,170 (300)	280 (10)	40 (20)	70 (*)
	重傷者数		人	1,050 (*)	150 (*)	10 (*)	10 (*)
支援	最大避難者数※被災2日後		人	24,660	4,750	1,390	430
ライ フラ イン	上水道断水人口		人	92,640	58,570	35,320	22,560
	下水道支障人口		人	85,740	55,210	32,260	23,800
	電力停電件数		軒	41,290	24,310	14,950	10,020
物資 不足	食料過不足量		食	△4,370	14,010	15,220	15,280
	飲料水過不足量		瓶	△219,870	△57,450	△13,810	2,340
	毛布過不足量		枚	△8,150	2,060	2,730	2,760

出典：第3次長野県地震被害想定調査（平成27年度）、安曇野市地域防災計画

※1：被害想定はそれぞれが最大になる地震発生時の条件を考慮した場合を示す。

※2：各数値は1の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。

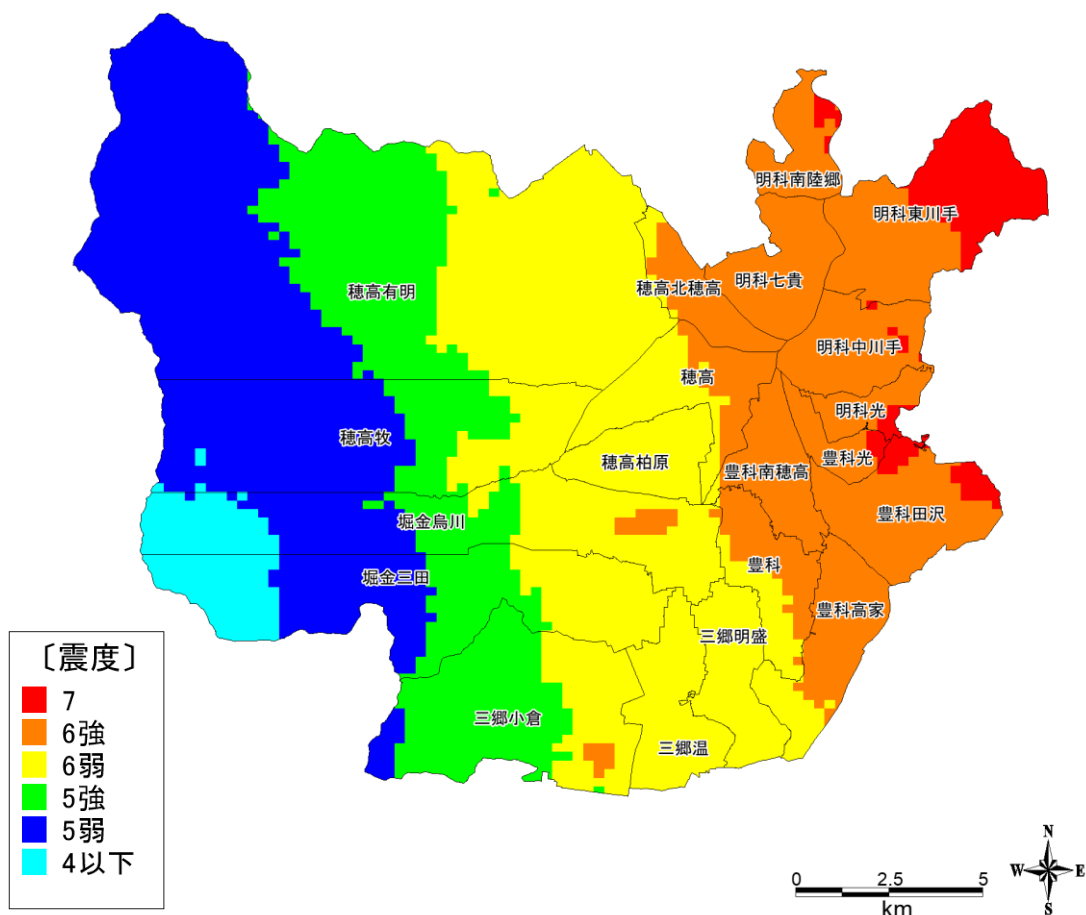
*：わずか

※3：「断層変位」は地震に伴い活断層の変位が地表に現れたことによる被害数を想定したもので、「揺れ」による全壊被害の内数とする。

※4：人的被害は観光客を考慮した場合を示す。表中の括弧（ ）は、観光客を考慮した場合としない場合の差を示す。

※5：「物資不足」では△が不足量を、正の数は需要量を上回る主要備蓄量や給水可能量を示す。

糸魚川—静岡構造線断層帯の地震（全体）の震度分布



出典：第3次長野県地震被害想定調査（平成27年度）

(2) 想定される水害

本市は松本盆地の底の部分に位置していることから、盆地のすべての水（河川）が集まり、山間部は急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件から、水害が発生しやすい地域であり、過去に河川の氾濫・洪水等の水害が発生しています。

国土交通省と長野県では、想定し得る最大規模の降雨（概ね1,000年に1回程度、以下「最大規模降雨」という。）及び、洪水防御に関する計画の基本となる降雨（概ね100年に1回程度、以下「計画規模降雨」という。）の、それぞれの想定規模に伴う洪水により氾濫した場合の浸水状況を推計しています。

水害建物被害推計

旧大字名	全建物棟数	床上浸水		床下浸水	
		棟数	被災率	棟数	被災率
豊科	6,782	9	0%	1,222	18%
豊科南穂高	3,165	853	27%	480	15%
豊科高家	5,021	1,442	29%	2,116	42%
豊科田沢	1,008	520	52%	60	6%
豊科光	719	0	0%	0	0%
穂高	7,717	508	7%	211	3%
穂高有明	9,822	168	2%	257	3%
穂高柏原	3,233	0	0%	0	0%
穂高牧	865	0	0%	0	0%
穂高北穂高	1,801	1,027	57%	740	41%
三郷小倉	2,301	129	6%	170	7%
三郷温	4,114	2	0%	2,141	52%
三郷明盛	6,014	0	0%	519	9%
堀金烏川	4,772	33	1%	515	11%
堀金三田	2,176	0	0%	49	2%
明科光	683	2	0%	1	0%
明科中川手	1,876	696	37%	27	1%
明科東川手	1,148	548	48%	3	0%
明科七貴	1,797	762	42%	127	7%
明科南陸郷	528	139	26%	1	0%
安曇野市合計	65,541	6,840	10%	8,640	13%

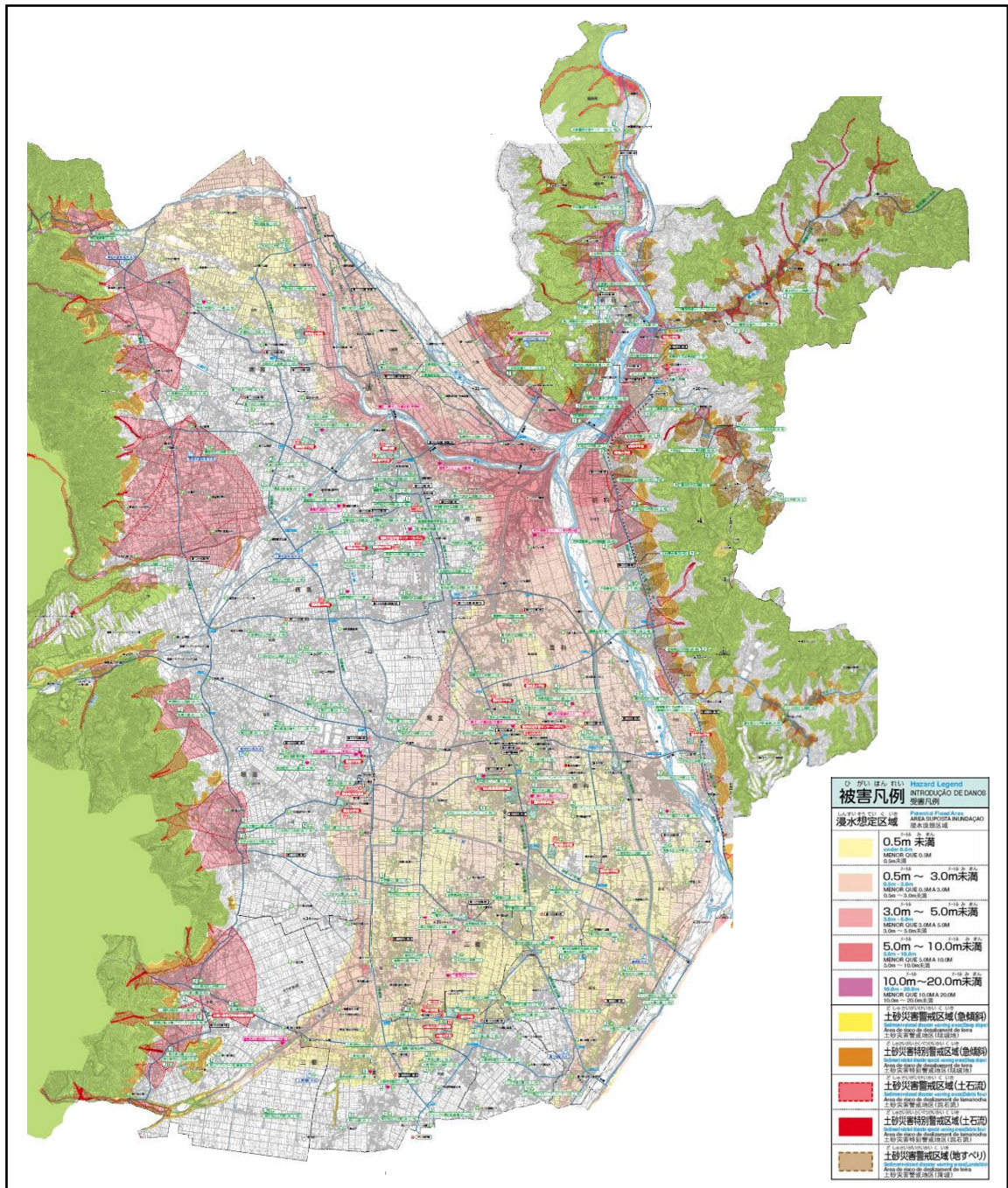
出典：安曇野市災害廃棄物処理計画（平成30年度）

(3) 想定される土砂災害

市域の東西を急峻な山地帯が囲んでおり、法指定による土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所など、土砂災害を警戒すべき区域・箇所が多数存在しています。

これらの区域・箇所での土砂災害を想定するほか、法未指定の区域・箇所についても土砂災害が起こる可能性があります。また、本市の地形・地質構造から風水害に起因する土砂崩落、地すべり等も懸念されます。

安曇野市防災マップ（水害・土砂災害） 令和3年改訂



5. 配慮すべき事項

(1) 市民等の主体的な参画

市民、市民団体、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、県、市、市民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できる取り組みを推進します。

(2) 効率的・効果的な施策の推進

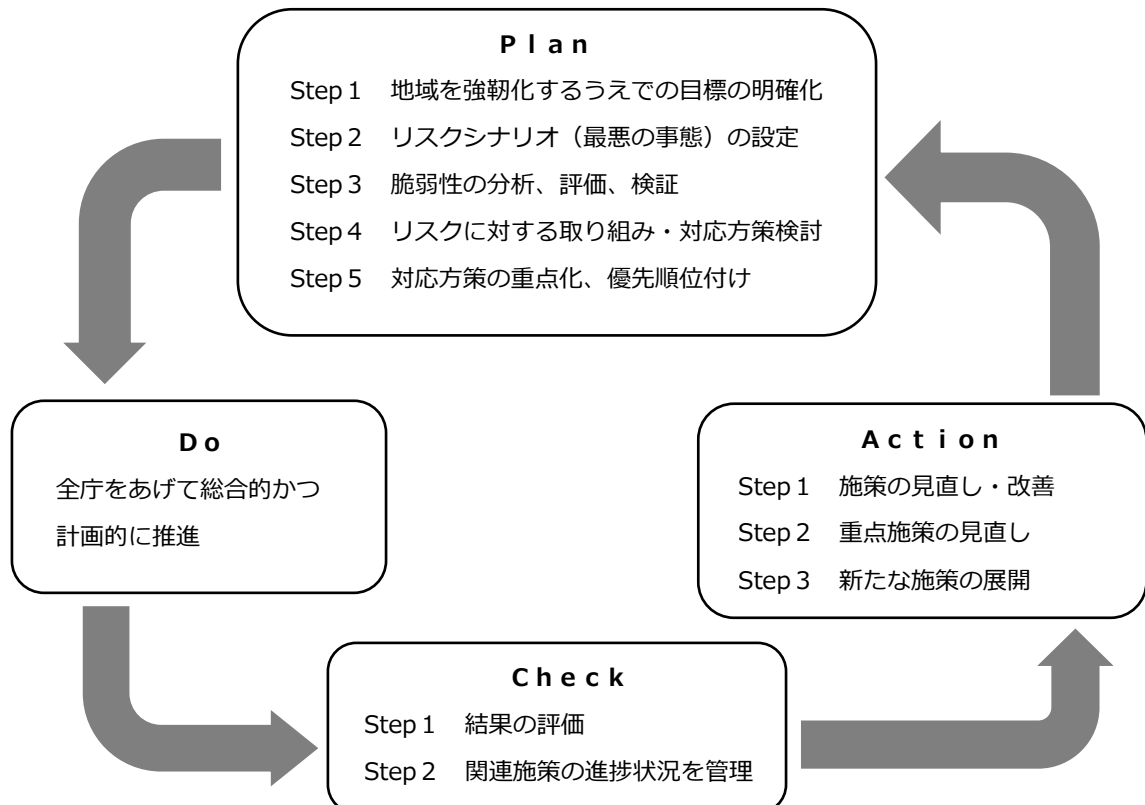
基本目標に即して、優先度や費用対効果を考慮したうえで、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がけます。

また、人命に直結する可能性の高い都市基盤施設をはじめとした公共施設については、予防保全の推進と日常的な維持管理の着実な実践、更新時期の見極めなどの確なファシリティマネジメントを推進します。

(3) 施策の推進とPDCAサイクル

効率的・効果的に強靱化の取り組みを進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要があります。そのため、本計画に位置づける個別の施策の推進は基本目標を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めていきます。

また、個別の施策については、基本的に総合計画やそれぞれ関連付けられる計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行うこととし、強靱化に関連する他の計画を見直す際には、本計画との整合性について留意するものとします。



(4) 地域の特性に応じた施策の推進

地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観への配慮や地域での利用など、平常時にも有効活用される対策を取り入れることとします。

また、人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、女性、高齢者、子ども、外国人、障がい者等に十分に配慮し、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。

(5) 県や近隣自治体との連携

国土強靱化を効果的に進めるため、県や近隣自治体等と十分な情報共有・連携を図り、効果的な防災・減災を推進します。

第4章 脆弱性評価

1. 評価の枠組みと手順

第3章に掲げた、基本目標や本市の地域特性などを踏まえ、国の基本計画を参考に7ページで設定した、8つの「事前に備えるべき目標」の達成に向けて、28の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定し、それらに対する本市の取り組んでいる施策等について、その取り組み状況の把握や、現状の課題等を抽出しました。

事前に備えるべき目標	28の起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員、施設等の被災による市役所機能の機能不全
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止及び汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物（暗渠）の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃被害の発生
	7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2. 事前の備えが効果を発揮する期間

効果を発揮する期間	(想定) 地震被害における効果を発揮する主な期間					
	発災時	発災直後	1週間	1カ月	6カ月	それ以降
災害発生の瞬間から公的な救助が到着するまでの間	1 直接死を最大限防ぐ					
災害発生直後から災害急性期医療の時期を経て、仮設住宅（みなしを含む）が整うまでの間		2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確保する				
災害発生直後から行政の業務負荷が概ね発災前の状況に戻るまでの間・台風のように事前に大規模自然災害発生の懸念があるときから発災までの間の対応を含む		3 必要不可欠な行政機能は確保する				

効果を発揮する期間	(想定) 地震被害における効果を発揮する主な期間					
	発災時	発災直後	1週間	1カ月	6カ月	それ以降
災害発生の瞬間から各種ライフラインの復旧が始まるまでの間		4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する				
発災後、被災地の経済活動の停止や、交通分断等の影響が被災地外に及び始める頃から、被災地の経済活動の再開、交通分断の解消が進むか、代替措置が整い、被災地外の活動が概ね正常化するまでの間		5 経済活動を機能不全に陥らせない				
救助・救急活動が最優先となる時期を過ぎて以降			6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる			
最初の物的被害（施設等の被災）が発生した直後から、新たな災害となる物質や施設等が除却されるか、当該物的被害の復旧（代替措置含む）が終わるまでの間		7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない				
住宅の一部入居開始の受付が始まる時期以降				8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		

3. 脆弱性評価結果

16ページで設定した、28の「起きてはならない最悪の事態」に対応する、本市の取り組んでいる施策等について、その取り組み状況の把握や現状の課題等を分析・評価（脆弱性評価）しました。

評価結果は、【別紙1】のとおりです。

第5章 具体的な取り組みの推進

1. 施策分野

本市の各部課が所管する業務等を勘案し、国土強靱化に関する施策分野として、次の8つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定します。

【個別施策分野】

- (1) 行政・消防機能・防災教育等
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療・福祉
- (4) 環境・エネルギー
- (5) 情報通信
- (6) 産業・農業
- (7) 交通・物流
- (8) 国土保全

【横断的分野】

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 人材育成

2. 具体的な取り組み

本市における、28の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、脆弱性評価の結果を踏まえ、重点的に実施する具体的な取り組みを施策分野ごとに【別紙2】に記載します。

また、各施策の進捗状況や社会情勢等の変化、国・県、関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。